

# 令和 8 年度 空家啓発ポスター募集事業実施要項

## 趣旨

空家等の適切な管理、発生の予防、活用の促進につながるようなポスターを描いていただき、空家等に起因する様々な課題の解決に向けての啓発に活用します。

## 開催者

橋本市（建設部 建築住宅課）

## 募集対象

橋本市内在住の児童・生徒・学生、橋本市内の中学・高校に在学の生徒、和歌山県内の大学又は専門学校等に在学の学生。

## 募集テーマ

空家等の増加による地域の生活環境の悪化、管理不全の空家等の倒壊等事故の発生、長期不使用の空家等の価値の低下、相続手続の放置による法定相続人の増加など、空家等に関連する様々な問題を回避するための注意喚起や、空家の積極的な活用、再生による地域コミュニティの維持・再生に向けての行動を促す内容として、以下のテーマの中からいずれか一つをお選びください。

### (1)近隣の空家の通報

近隣、通学路沿い等で倒壊しそうな空家等を発見した場合には、速やかに市役所建築住宅課に通報することで、市役所建築住宅課による所有者への指導等の措置や、周辺住民及び通行人の身体、生命、財産の保護に繋がること、また、通報しないことで、その空家等の倒壊等により自身、家族、友人等が被害を受ける可能性があること等を伝え、空家の通報の重要性を意識させるもの。

### (2)空家の適切な管理

空家の所有者には、その空家を適切に管理する責務があること、定期的に換気(空気の入替によるカビの予防)や通水(排水管内の封水の確保による異臭や害虫発生の予防)、清掃等(郵便物の引取りや除草、剪定等敷地の美化によるポイ捨てや動物の棲み付きの予防等)を行うことで、良質な状態を維持できること、管理を行わなければ劣化が早まり使用できない状態となり、不動産としての価値も低下すること、再度使用しようとする場合の修繕費用が高額となること等を伝え、適切な管理の重要性を意識させるもの。

### (3)相続発生時の速やかな登記手続

不動産の所有者が亡くなった場合、民法の規定により所有者の配偶者(夫又は妻)、子ども、兄弟姉妹、甥姪などが相続を受けること、相続により不動産の所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記をしなければならないこと、祖父母の代やそれ以前の代からの相続登記を放置している場合、数次相続(祖父の相続人である父、伯父、伯母がそれぞれ亡くなりその都度相続を繰り返している状態)により相続人が多数となり相続登記が困難となること等を伝え、相続発生時の速やかな登記手続の重要性を意識させるもの。

### (4)空家の活用

すみよし不動産空家バンク(橋本市空家バンク)により空家を売却、賃貸借、譲渡できること、空家の活用希望者が多数存在すること、空家バンクへの物件の登録は、市役所建築住宅課への相談やオンライン申請により簡単にでき、間取図の作成や写真撮影等は市職員が行うこと、登録後は、空家バンク公式InstagramやTikTokでの動画公開等により周知され、成約実績(令和8年3月31日時点で184件登録、153件成約、成約率83.1%)が高いこと等を伝え、空家バンク制度を通じた空家の売却、賃貸借、譲渡を意識させるもの。

### (5)空家の再生

空家の再生により誕生した銭湯(高野口乃湯)、パン屋(stonesbakery)、ゲストハウス(ラフテル)、シェアキッチン(sonson)、雑貨屋(fynda)など、橋本市内に多くの活用事例があること、空家を再生させ、その過程等のSNSでの配信や内覧会の開催等により空家再生インフルエンサーとして活動する場合に改修工事費の助成(空家再生インフルエンサー助成金)を受けられる制度があること等を伝え、空家再生インフルエンサーとしての活動を意識させるもの。

## 応募規定

- 用紙の大きさは四つ切判とし、方向は縦・横どちらでも可能です。
- 作品中に文字を入れても構いません。
- 手描きの作品の場合、画材は色鉛筆以外のものを使用してください。
- AI機能により生成した内容を含む場合、その旨を申告してください。

## 応募方法及び提出先

応募方法:令和8年9月4日(金)までに郵送又は持参により提出(期限内必着)  
提出先:648-8585 和歌山県橋本市東家1-1-1 橋本市役所 建築住宅課

## 審査方法及び入賞作品について

審査方法:橋本市(建築住宅課)等から選出した審査委員により審査を行います。  
審査結果は令和8年9月下旬頃、学校担当者又は保護者を通じて連絡します。

入賞作品:最優秀賞 1名(賞状・図書カード 5,000円分)  
優 秀 賞 最大4名(賞状・図書カード 3,000円分)  
特 別 賞 若干名(特別な商品)

※入賞作品は、市が主催するイベントの啓発ブースや担当課窓口での掲示や、市が作成する啓発チラシ、ホームページ、SNSへの掲載等、空家等対策の啓発に使用します。氏名等についても併せて公表する場合があります。

※特別賞は、別途募集する「空家啓発ポスター協賛企業」の名称を冠した賞として、当該協賛企業から商品を贈呈します。当該協賛企業のホームページ、SNS等で作品、氏名等が掲載される場合があります。

## その他

- 応募作品の著作権は橋本市に帰属し、応募者の承諾を得ずに啓発事業に使用  
する場合があります。
- 応募作品は、自作・未発表のものに限ります。
- 作品の裏面左下すみ(下図)に、以下を記載した作品票を貼付してください。  
①氏名(フリガナ) ②学校名、学年 ③学校担当者又は保護者連絡先

## お問い合わせ先

橋本市役所 建築住宅課 住宅係 高橋・井上  
TEL:0736-33-1115  
FAX:0736-33-6151  
Mail:kenjyu@city.hashimoto.lg.jp

作品票	ふりがな			
	し めい 氏 名			
	がっこうめい 学校名	がくねん 学年	ねん 年	
	学校担当者 又は保護者→ による記入	入賞時連絡先	—	— 学校担当者・保護者 (どちらかに○)